

レポートみえ

発行／2026年1月1日 三重県中小企業団体中央会
印刷／伊藤印刷株式会社

●三重の伝統工芸品●
伊賀くみひも

伊賀市を中心に生産される「伊賀くみひも」は、奈良時代に仏教伝来と共に大陸から伝えられたとされ、当初は経巻や仏具・神具の紐として用いられました。生糸や絹糸を主に、金銀糸などを組み糸に使い、伝統的な組合で織りなされ、織細な美しさや絹糸の光沢、"組み"独特の風合いが魅力的です。



vol.27
2026
New Year



6p/大会の展示品写真

CONTENTS

- 2 新年のごあいさつ
- 5 受け継がれる日本の美 — 伝統工芸品と伊賀くみひもの魅力 —
- 6 中央会レポート
- 創立70周年記念第62回中小企業団体三重県大会を開催／第77回中小企業団体全国大会が広島県で開催／令和7年秋の叙勲・褒章 産業功労者表彰 等
- 9 ニュースin三重県
- 10 特集① リ・スキリングについて(第1回)
- 11 景況レポート
- 12 特集② 労働事情実態調査結果より
- 14 弁護士のつぶやき
- 15 組合のひろば
- 16 中央会インフォメーション
- 17 EVENT GUIDE／お知らせ

新年のごあいさつ



三重県中小企業団体中央会
会長
三林 憲忠



三重県知事
一見 勝之

新しい年を迎えるにあたり、謹んで新春のご挨拶を申し上げます。

わが国経済は、新しい経済ステージへ移行する歴史的な転換期を迎えており、企業の堅調な設備投資やインバウンド需要の回復等により、緩やかな景気回復傾向にあります。

しかしながら、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しく、米国の関税引上げ、エネルギー・原材料価格・人件費等の高騰、物価上昇に伴う消費停滞、深刻化する人手不足や適正な価格転嫁への対策等、様々な経営課題に対応していくことが求められております。

このような状況の中で、地域の経済・雇用を支える中小企業が持続的に成長・発展していくためには、自助努力による経営革新に加え、個々の取り組みだけでは解決が困難な課題に対して、中小企業連携組織の力を最大限に活用し、その多様な英知を結集することによって、経営基盤を強化し、持続的成長を実現することが期待されます。

三重県では、中小企業・小規模事業者が直面する経営課題の解決に向け、官民一体となった取り組みが進められています。エネルギー価格高騰への支援、価格転嫁の取引適正化、中小企業のDX推進、インバウンド需要に向けた戦略的な観光誘客、県産品の販路拡大、半導体関連産業への支援等きめ細やかな施策が順次展開されております。

本会におきましては、昨年12月に創立70周年を迎えました。去る10月には第62回中小企業団体三重県大会を記念大会として開催し、会員の皆様をはじめ、多くの方々にご来場賜りましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

この節目を契機として、本会は新たなビジョン「みえのMIRAIへ！次の一步を応援します！」を掲げました。中小企業連携組織の専門機関として、懸命な努力を続けている中小企業組合等が自己変革を強化し、持続的に成長できるための積極的な伴走型支援に努めてまいりますので、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本年が、皆様方のご繁栄とご健勝、そして力強く飛躍の年になりますよう心より祈念申し上げまして、新年のあいさつといたします。

あけましておめでとうございます。

三重県中小企業団体中央会並びに会員の皆さまにおかれましては、健やかに新春をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。また、旧年中は、様々な事業活動を通じて県政、とりわけ雇用経済行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月18日、三重県は誕生から150年を迎えます。これまで本県の発展を支えてきた先人の歩み、そして、地域経済を牽引し日々の生活を守り営んでこられた皆さまのお力が、今の三重をつくってきました。この節目の年に、あらためて深く感謝申し上げます。

今、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変わっています。特に、長引く物価高は企業経営に深刻な影響を及ぼしています。皆さまから寄せられる切実なお声を真摯に受け止め、この厳しい社会経済情勢から県内産業や雇用を守り抜くため、地域の未来を支える中小企業・小規模事業者への支援を続けてまいります。

さらに、企業の持続的な成長に不可欠な人材の確保も喫緊の課題です。本県の経済成長に必要不可欠な外国人材については、相談体制や日本語教育支援など受入環境を整え、外国人住民の方々を含め誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めてまいります。

一方で、我が国最大の課題である人口減少に対し、担い手を確保する観点から、本県としてもジェンダー・ギャップ解消施策の推進や移住の促進など、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりを進め、企業の皆さまを支えてまいります。

そして、すべての労働者が真に定着し、活躍するためには、県民一人ひとりが心身ともに健康で、安心して働き続けられる環境づくりも極めて重要です。県民一人ひとりの尊厳を守る観点から、「カスタマーハラスメント防止条例(仮称)」の制定を着実に進めてまいります。

中小企業・小規模事業者の皆さま、そして県民の皆さまとともに、一つひとつの課題に向き合い、未来に希望を持てる三重をつくってまいります。皆さまのますますのご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。

謹賀新年

幸多き一年となりますように
三重ハイブウッド協同組合
代表理事 黄瀬 栄一郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます
三重県コンピュータ業協同組合
代表理事 小柴 真治

謹んで新春のお慶びを申し上げます
山田機械器具工業協同組合
代表理事 広瀬 誠

新年あけましておめでとうございます
伊勢広域上下水道事業協同組合
代表理事 山下 智史

幸多き一年となりますように
協同組合尾鷲観光物産協会
理事長 湯浅 しおり

謹んで新春のお慶びを申し上げます
グリーンテック協同組合
代表理事 北川 豊治

新年あけましておめでとうございます
桑名市指定上下水道工事事業協同組合
代表理事 市原 誠

謹んで新春のお慶びを申し上げます
国際技術支援協同組合

謹んで新春のお慶びを申し上げます
志摩環境事業協業組合
理事長 宝門 誠

謹んで新春のお慶びを申し上げます
中部経済協同組合
代表理事 垣内 克彦

謹んで新春のお慶びを申し上げます
三重県醤油味噌工業協同組合
代表理事 三林 憲忠

幸多き一年となりますように
伊藤印刷株式会社
代表取締役社長 伊藤 誠司

謹んで新春のお慶びを申し上げます
協同組合津卸商業センター
代表理事 宮木 康光

幸多き一年となりますように
協同組合亜細亜の橋
代表理事 小倉 武俊

謹んで新春のお慶びを申し上げます
ウッドピア松阪協同組合
理事長 田中 善彦

謹んで新春のお慶びを申し上げます
紀央事業協同組合
代表理事 土井 一浩

謹んで新春のお慶びを申し上げます
協同組合グローバルテクノ中部
代表理事 高坂 和久

謹んで新春のお慶びを申し上げます
桑名鉄工協同組合
理事長 水谷 康朗

謹んで新春のお慶びを申し上げます
ジェーピィー・ライズ協同組合
代表理事 山越 祐志

謹んで新春のお慶びを申し上げます
中小企業IT支援事業協同組合
代表理事 田村 広生

謹んで新春のお慶びを申し上げます
福山事業協同組合
代表理事 青山 恵美

<p>新年あけましておめでとうございます 北勢生コンクリート卸商協同組合 代表理事 渡邊 満之</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 松阪市指定上下水道事業協同組合 代表理事 吉池 忠雄</p>
<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 松阪木質バイオマス熱利用協同組合 代表理事 辻 保彦</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重北ネットワーク協同組合 理事長 伊藤 将志</p>
<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県牛乳協同組合</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県交通共済協同組合 理事長 小谷 まゆみ</p>
<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県自転車協同組合 理事長 森 一葉</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県自動車整備商工組合 代表理事 竹林 武一</p>
<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県葬祭業協同組合 理事長 加藤 久智</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県タイヤ商工協同組合 代表理事 坂田 裕昭</p>
<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県中小企業共済協同組合 代表理事 坂下 啓登</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県鐵構工業協同組合 理事長 稲垣 法信</p>
<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県テントシート工業組合 理事長 沖林 宏一</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県板金工業組合 理事長 伊藤 竜己</p>
<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県木材協同組合連合会 理事長 落合 賢治</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 木村 圭仁朗</p>
<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県レッカ一事業協同組合 代表理事 中平 博文</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重県熔接工業協同組合 代表理事 萩野 昌毅</p>
<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 三重中央木材加工協同組合 代表理事 前田 朝子</p>	<p>幸多き一年となりますように 三重北勢青果物商業協同組合 代表理事 名倉 宣則</p>
<p>新年あけましておめでとうございます 四日市機械器具工業協同組合 代表理事 中村 元</p>	<p>謹んで新春のお慶びを申し上げます 四日市機械金属工業団地協同組合 代表理事 井高 利一</p>

受け継がれる日本の美 — 伝統工芸品と伊賀くみひもの魅力 —

◆くみひもの歴史

「くみひもの歴史」とは、生糸絹糸を主に金銀糸などを組み糸に使い、角台・丸台・高台・綾竹台などの伝統的な組合で、繊細な美しさをもつ紐に組み上げたものをいいます。

「伊賀くみひもの歴史」の組紐技術は、奈良時代に仏教伝来と共に大陸から伝えられたとされ、当初は経典や袈裟などに用いられました。その後も時代の流れに沿ってその在り方は移ろい、平安時代では京の王朝貴族の束帶として、次第に、より繊細優美なものが好まれるようになりました。我が国独自の技術と融合しました。鎌倉時代以降では武具や鎧の付属品として、実用性が重視された質実剛健なものが重んじられるようになりました。

江戸時代になると、職人たちが幕府の保護を受けて江戸に居住するようになりました。日々技巧を互いに競い合い、次第に組み方の種類も増え、刀剣の飾り紐から羽織紐、印籠やタバコ入れの紐など、様々な身分の人々が生活に取り入れ、広く利用されるようになりました。

しかし、明治時代初期の廃刀令により、武家社会は終焉を迎え、武具・装具類の製造を生業とした職人たちが苦難のときを迎えることになりました。

やがて明治中期に、江戸組紐の技術が伊賀の地に伝えられ、高級手組ひもの国内最大生産地として急速に発展を遂げ、今日における「伊賀くみひもの歴史」として、今日の製紐機による生産や和装以外の新商品開発もさかんに行われるようになりました。昭和51年12月15日から経済産業大臣指定の伝統的工芸品に指定されています。



印籠やタバコ入れの紐など、様々な身分の人々が生活に取り入れ、広く利用されるようになりました。

しかし、明治時代初期の廃刀令により、武家社会は終焉を迎え、武具・装具類の製造を生業とした職人たちが苦難のときを迎えることになりました。

やがて明治中期に、江戸組紐の技術が伊賀の地に伝えられ、高級手組ひもの国内最大生産地として急速に発展を遂げ、今日における「伊賀くみひもの歴史」として、今日の製紐機による生産や和装以外の新商品開発もさかんに行われるようになりました。昭和51年12月15日から経済産業大臣指定の伝統的工芸品に指定されています。

◆三重県組紐協同組合の取り組み

三重県組紐協同組合は、伊賀くみひもの技術と文化を守りながら、国内最大の和装組紐の生産地に根ざした組合として活動しています。

情報発信の拠点としての数々の広報活動、また観光の中心における「魅せる観光」「楽しみの観光」「参加型観光」を兼ね備えた施設の運営を通じて、伊賀くみひもの宣伝普及に努めています。

組合連絡先・施設情報

名 称 三重県組紐協同組合
所 在 地 〒518-0873
三重県伊賀市上野丸之内116番地2
(伊賀伝統伝承館 伊賀くみひもの組匠の里内)

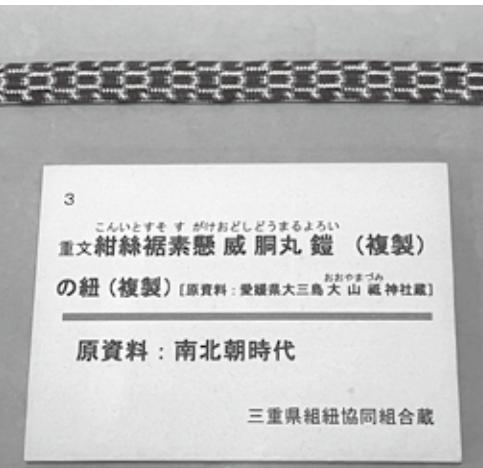
電 話 番 号 0595-23-8038 / FAX : 0595-24-1015

営 業 時 間 9:00~17:00

定 休 日 月曜日(祝日の場合は翌日休館)、
年末年始(12月29日~1月3日)

公式サイト <http://www.kumihimo.or.jp/>

※伊賀くみひもの展示や販売、キーホルダー等を作れる体験教室もあります。



KUNI_NO_BATO



記念講演、表彰・議事、謝恩パーティーを実施しました

10月21日、津市のホテルグリーンパーク津において、「ひろがる つながる 連携の架け橋」をキャッチフレーズに、約290人の県内中小企業団体の代表者の出席の下、創立70周年記念第62回中小企業団体三重県大会を開催しました。

はじめに、講師に坂本光司氏を招き、「これから経営戦略～強くて愛される会社にならなければ消滅する～」をテーマに記念講演を行いました。

企業経営における最重要目的は「関係する人々の幸せの追求・実現」であるとし、5方良し企業(①社員とその家族 ②取引先や協力企業 ③現在顧客と未来顧客 ④地域住民とりわけ社会的弱者 ⑤出資者・支援機関・地域社会)こそが強くて愛される企業であることの論理性と実例について、ご講演いただきました。

次いで、開会にあたって主催者を代表し、三林憲忠会長からあいさつがあり、「今年の中小企業団体三重県大会は12月に創立70周年を迎えるにあたり、記念大会として開催することになった。これもひとえに、関係機関、会員の皆様方の格別のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げる。中央会では創立70周年という節目にあたり『みえのMIRAI(みらい)へ!次の一步を応援します!』というビジョンを掲げ、邁進していく所存である。本大会の決議をぜひ今後の国・県等の施策に反映させていきたい。」と述べ、中部経済産業局長寺村英信氏、三重県知事一見勝之氏、三重県議会議長服部富男氏よりご祝辞をいただきました。

表彰では、中部経済産業局長表彰、三重県知事表彰、三重県中小企業団体中央会会長表彰が行われ、受賞された組合(団体)及び功労者の方々は次のとおりです。

【中部経済産業局長表彰】 (五十音順・敬称略)

優良組合 四日市市指定上下水道工事業者協同組合(理事長 早川 彰)

組合功労者 萩野昌毅(三重県熔接工業協同組合 理事長)

【三重県知事表彰】

優良組合 伊賀生コンクリート協同組合(理事長 廣嶋伸二)

国際技術支援協同組合(理事長 鈴木 孝)

中部経済協同組合(理事長 垣内克彦)

組合功労者 岩脇広行(白山町造園業協同組合 理事長)

加藤久智(三重県葬祭業協同組合 理事長)

北森浩貴(三重県レッカー事業協同組合 前理事長)

杉原新一(協同組合鳥羽ファイブ 理事長)

南 英雄(伊勢志摩物産館協同組合 理事長)

森下隆生(三重県木造住宅協同組合 理事長)

安川佳孝(松阪市よいほモール商店街振興組合 理事長)



講師 坂本光司氏



中部経済産業局長 寺村英信 氏



三重県知事 一見勝之 氏



三重県議会議長 服部富男 氏

なお、中央会会長表彰には、優良組合8組合、組合功労者67名、組合優良職員17名が表彰され、また、永年当中央会の理事を務めていた横山昭司氏、西出 誠氏に特別顕彰を行いました。

その後、議事に入り、黄瀬稔副会長が議長に選任され、46項目の要望事項等を決議しました。続いて、小柴眞治副会長から大会宣言が力強く朗読されました。

主な大会決議項目と大会スローガンは次のとおりです。

～主な大会決議項目～

- ・中小企業施策の推進並びに予算の拡充・強化
- ・適正な価格転嫁の支援
- ・観光関連産業施策の拡充・強化
- ・官公需適格組合及び地元中小企業等に対する官公需施策の拡充・強化
- ・災害時における避難施設に対する環境整備の支援
- ・資金繰り支援への対応強化
- ・自動車関係諸税の簡素化及び負担軽減措置の拡充
- ・商店街活性化への支援
- ・外国人材の育成就労制度への円滑な移行及び補助金の創設
- ・新分野進出に向けた大学・公設試験研究機関等の機能の拡充・強化

大会スローガン

- ・自己変革力を高める中小企業対策予算の充実・強化
- ・価格転嫁・取引適正化を実現する事業環境の整備
- ・環境変化に強い事業継続の確保・推進
- ・激変する経営環境へ対応した柔軟な金融施策の実行



挨拶する三林会長



議長 黄瀬副会長

最後に謝恩パーティーを開催し、日頃からお世話になっている会員の皆様へ立食形式でのビュッフェをご提供させていただきました。また、三重大学応援団による迫力のパフォーマンスの披露もありました。



第77回中小企業団体全国大会が広島県で開催



11月12日、広島市の広島県立総合体育館(広島グリーンアリーナ)において、第77回中小企業団体全国大会が開催され、越智俊之経済産業大臣政務官、山田雅彦厚生労働審議官、山根健嗣広島県副知事、中井幹晴広島市副市長、関根正裕株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長、宮川正独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長等のご臨席の下、鈴木憲和農林水産大臣からのビデオメッセージが披露され、本県からは31名が参加し、全国より約2,100名が参集しました。

本大会の議事では、「中小企業・小規模事業者等の環境変化対応、成長促進支援等の拡充」、「中小企業・小規模事業者の実態を踏まえた労働・雇用・社会保険料対策の推進」、「中小企業・小規模事業者の積極的な事業活動を支える環境整備」など15項目の要望事項を決議しました。

表彰式では、優良組合38組合、組合功労者73名、中央会優秀専従者23名の表彰が行われました。本県からは、組合功労者として水谷康朗氏(桑名鉄工協同組合 代表理事)が、中央会優秀専従者として横山公基が全国中央会会長表彰を受賞しました。

来年の第78回中小企業団体全国大会は、令和8年11月19日に熊本県熊本市で開催される予定です。

TOP SECRET • — 栄えあるご受章おめでとうございます —

令和7年秋の叙勲・褒章、第41回産業功労者表彰等について、当中央会関係者では、次の方々が受章されました。(順不同・敬称略)

◆秋の叙勲・褒章

●瑞宝中綬章	稻垣 清文	三重県信用保証協会	会長
●旭日小綬章	室木 徹亮	三重弁護士協同組合	元専務理事
●旭日双光章	玉木 信介	三重県鐵構工業協同組合	前理事長
●旭日双光章	石川 浩	鷺熊生コンクリート協同組合	副理事長
●旭日双光章	菅尾 悟	伊賀南部不動産事業協同組合	理事長
●旭日双光章	成田 正人	桑名市城下町筋商店街振興組合	理事
●旭日单光章	強力 修	株式会社ゴーリキ	前代表取締役
●黄綬褒章	生川 正洋	三重県建設業協同組合	理事長
●黄綬褒章	橋爪 吉生	志摩建設事業協同組合	元副理事長
●黄綬褒章	村井 浩一	松阪不動産事業協同組合	副理事長
▲現代の名工	藤木 坂司	三重県建設工業協同組合	理事長



産業功労者表彰式(令和7年12月10日)

▲第41回商業功尚老夫彭

●商工業部門 長谷川 進 四日市一番街商店街振興組合 理事長

市長会へ要望書を提出、知事への陳情



森智広会長へ要望書を提出

10月20日、三重県市長会(会長 森 智広四日市市長)に対し、第62回中小企業団体三重県議会議員答申書を提出しました。「本年度14項目を取扱う」として要請書を提出しました。

主な要望事項は、次のとおりです

- 官公需適格組合及び地元中小企業等に対する官公需施策の拡充・強化
- 中小企業組合制度の改善
- 商店街活性化への支援

また、12月8日、三林会長をはじめとする理事全員で組織する決議実行委員12名が、一見勝之三重県知事を訪ね要望書を提出しました。三林会長が、県内中小企業の厳しい現状を踏まえた要望の実現に向け強力な支援を要請しました。

要望する全46項目のうち、重点項目は次のとおりです。

- 中小企業施策の推進並びに予算の充実・強化
- 適正な価格転嫁の支援
- 観光関連産業施策の拡充・強化
- 災害時における避難施設に対する環境整備の支援
- 資金繰り支援への対応強化
- ものづくり技術を支える人材育成・確保の推進



一見勝之知事へ要望書を提出

テーマ別研修会(人材定着)を開催

11月10日、津市において、中小企業連携組織等支援事業テーマ別研修会(人材定着)を開催しました。「人材が定着する魅力的な職場づくりについて」をテーマに株式会社アーリー・バード 代表取締役 中小企業診断士 三田泰久氏と、「ハローワークインターネットサービスの有効活用等について」をテーマに三重労働局 職業安定部 職業安定課 課長補佐 村井邦章氏からそれぞれご講演いただき、26人が参加しました。

三田氏からは魅力的な職場とは、企業の「実力」である本質的魅力(持続力)とアピールする「見せ方」である表層的魅力(即効性)の両方で構成され、職場づくりには、経営理念やビジョンといった大義名分を語り続けること、また、社員とのコミュニケーションやモチベーションに関する考え方について説明がありました。

村井氏からは令和6年度の求人状況に関する報告や、企業がハローワークインターネットサービスを活用するメリットと、応募者に見てもらえるような求人票の記載内容等に関する説明がありました。





適正取引・価格転嫁促進 フォーラム

県内の中小企業を対象に、価格転嫁に向けた
国の動向や支援、価格転嫁の好事例などを紹介

日 時

令和8年2月3日(火)
14:00~16:30(開場 13:30)

場 所

プラザ洞津 大宴会場 飛翔の間(2F)
(三重県津市新町1丁目6-28)
※オンライン(Zoom)同時開催(現地参加推奨)

参加費

無料

定 員

会場
オンライン

100名
100名

講 演
内 容

第一部

「下請法は取適法へ

取引適正化に向けた動向」

講演者：公正取引委員会事務総局中部事務所
総務管理官 加瀬川 晃啓 氏

第二部

「先進企業(2社)からの取組紹介」

お申込みは下記URL、または二次元コードから

<https://questant.jp/q/EE16AQ0Q>

お申込期限：令和8年1月27日(火)



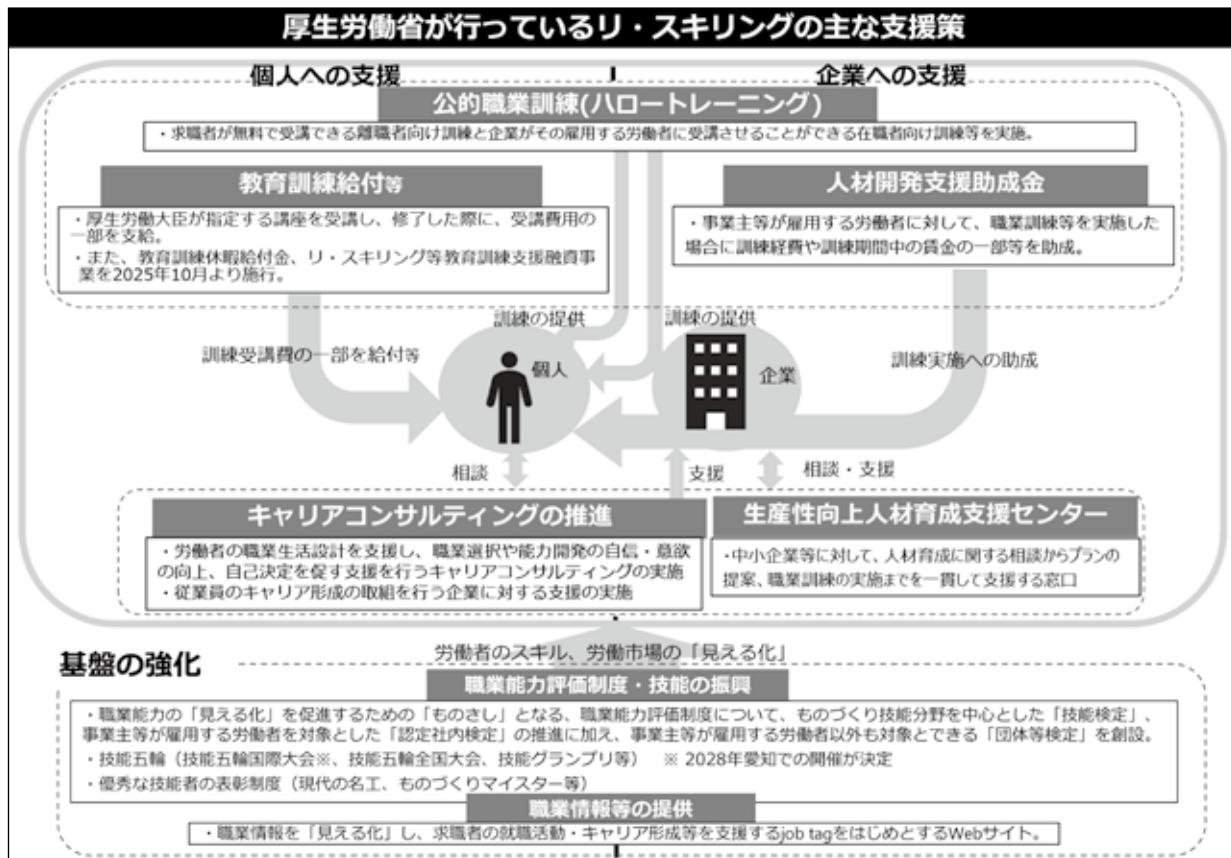
【お問い合わせ窓口】
株式会社百五総合研究所
担当者：山崎、滝川
TEL 059-228-9105

※ご記入いただきました個人情報につきましては、必要なセキュリティ対策を講じ、
厳重に管理し、第三者に提供することはありません。

[共 催] 適正な取引と価格転嫁を促進し地域経済の活性化に取り組む三重共同宣言 構成15機関・団体
(三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県経営者協会、
三重県中小企業家同友会、日本労働組合総連合会三重県連合会、(一社)三重県銀行協会、
三重県信用金庫協会、三重県信用保証協会、(公財)三重県産業支援センター、経済産業省中部経済産業局、
財務省東海財務局津財務事務所、厚生労働省三重労働局、国土交通省中部運輸局三重運輸支局、三重県)
[協 力] 公正取引委員会事務総局中部事務所
[事務局] 株式会社百五総合研究所

特集1 ～リ・スキリングについて～ (第1回／全2回)

◆リ・スキリング(Re-skilling)とは、社会や技術の変化に対応するために、社内人材が現職についたまま、新しい職務や業務に必要とされるスキルを習得する取り組みです。従業員の保有する知識や経験は企業の競争力の源泉ですが、伝統的な職場内訓練(OJT)では先輩社員を手本として仕事を覚えるため、既存のノウハウや実務スキルの継承に留まってしまいます。そこで、経験を積んだ従業員が外部の教育を受けることが望ましいですが、経営資源が限られる中小企業での現実的な実行手法は課題となるため、公的な支援策の積極的な活用が求められます。



人材開発支援助成金のご案内（令和7年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等	資金助成額 (1人1時間当たり)	経費助成率	OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
			資金要件等を満たす場合 ^{※1}	資金要件等を満たす場合 ^{※2}
① 人材育成コース	人材育成訓練 10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 (400円)	45% (30%) ^{※1}	60% (45%) ^{※1}
			70% ^{※2}	85% ^{※2}
			45% (30%)	60% (45%)
② 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	認定実習併用職業訓練 新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	1,000円 (500円)	75% ^{※3}	100% ^{※3}
	有期実習型訓練 有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練		100% ^{※3}	10万円 (9万円)
	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	教育訓練休暇等付与コース 有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	- - 30万円	30万円	36万円
	高度デジタル人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練		1,000円 (500円)	75% (60%)
	成長分野等人材訓練 高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練		1,000円 ^{※4}	75%
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～※7	情報技術分野認定実習併用職業訓練 IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	60% (45%)	75% (60%)
	定額制訓練 サブスクリプション型の研修サービスによる訓練		60% (45%)	75% (60%)
	自発的職業能力開発訓練 労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）		45%	60%
⑤ 人材育成コース 令和4年4月～※7	長期教育訓練休暇制度 長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円 ^{※5} (800円)	20万円	24万円
	教育訓練短時間勤務等制度 労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成		20万円	24万円
⑥ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～※7	事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	1,000円 (500円)	75% (60%)	-

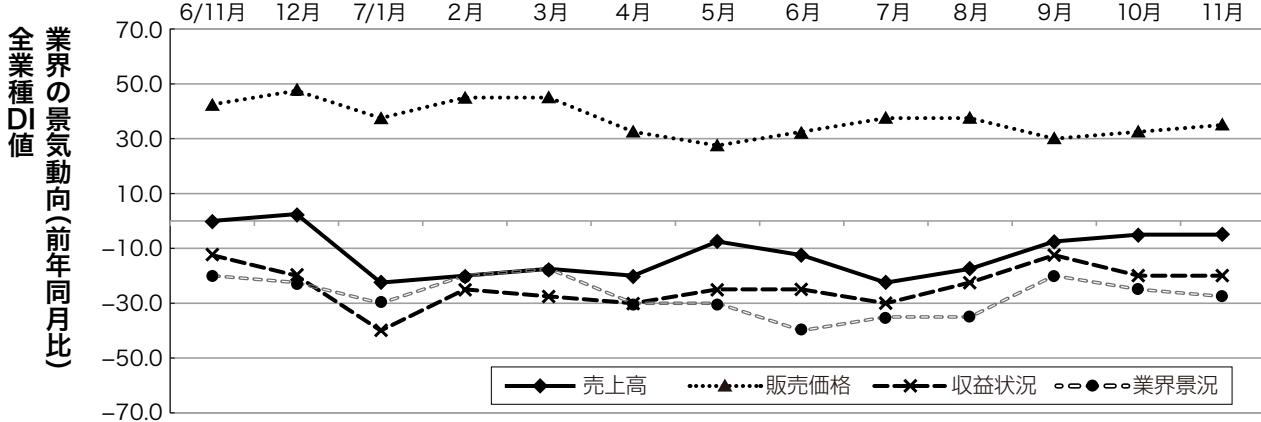
※1 正規雇用労働者等の場合の助成率
※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率
※3 正社員化した場合に助成
※4 国内の大学院を利用した場合に助成
※5 有給休暇の場合のみ助成
※6 剤練修了後にう訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して、当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算
※7 令和4年度末までの期限措置

（※ 厚生労働省・政策統括室 作成）



景況レポート

◆ 令和7年11月分 情報連絡員報告 ◆



	6/11月	12月	7/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	増減
売上高	0.0	2.5	-22.5	-20.0	-17.5	-20.0	-7.5	-12.5	-22.5	-17.5	-7.5	-5.0	-5.0	0.0
販売価格	42.5	47.5	37.5	45.0	45.0	32.5	27.5	32.5	37.5	37.5	30.0	32.5	35.0	2.5
収益状況	-12.5	-20.0	-40.0	-25.0	-27.5	-30.0	-25.0	-25.0	-30.0	-22.5	-12.5	-20.0	-20.0	0.0
業界景況	-20.0	-22.5	-30.0	-20.0	-17.5	-30.0	-30.0	-40.0	-35.0	-35.0	-20.0	-25.0	-27.5	-2.5

概要

販売価格と収益状況のDI値を見るに、依然としてそれぞれの業種でエネルギー価格や原材料費の高騰や、人件費の上昇による影響から収益状況の改善に苦慮している旨が窺える。しかし、この秋頃から少しずつ景況感がよくなっている、受注が増えてきたといったコメントもあり、ガソリン税の暫定税率の廃止と共に経営環境の改善が期待される。

情報連絡一覧票 (三重県中小企業団体中央会・令和7年11月分)

ガソリンの暫定税率を12月31日に廃止(石油)

集計上の分類業種 業種詳細・地域 組合及び組合員の業況等(景況の変化とその原因・現状等、企業経営・業界での問題点)		
製造業	木材・木製品	木材
	印刷	印刷
	一般機器	津市
非製造業	小売業	石油
	サービス業	旅館
	建設業	総合工事業

特集2

労働事情実態調査結果より

特集②

労働事情実態調査結果より

本調査は、会員組合の組合員等で従業員規模300人未満の1,000事業所(製造業500事業所、非製造業500事業所)を対象に、中小企業における労働事情(経営状況、労働時間、雇用環境、賃金等)を的確に把握し、適切な労働対策を樹立することを目的として、毎年7月1日を調査時点として全国一斉に実施しています。

今回は、特集といたしまして、令和7年度の経営状況及び労使コミュニケーションの実施状況や協議内容、過去3年間に労働生産性を高めようとして行った取組みについて掲載します。

なお、全項目の調査結果につきましては、当中央会のホームページ(<https://www.chuokai-mie.or.jp>)にて公開しますので是非ご覧ください。

令和7年度の有効回答数は、462事業所(製造業212事業所、非製造業250事業所)でした。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

1. 現在の経営状況について

(調査内容: 1年前と比べて ①良い ②変化なし ③悪い のうち1つ選択)

現在の経営状況については、三重県において、「悪い」が28.9%、「良い」が16.4%、「変化なし」が54.7%となっている。「悪い」とするのは前年度に比べ3.6ポイント減少し、全国平均(30.6%)と比べて1.7ポイント低い。「良い」とするのは前年度に比べ2.5ポイント増加し、より全国平均(17.2%)に近い水準となった。

特に製造業が昨年度より、「悪い」が5.1ポイント減少、「良い」が0.6ポイント増加している。

2-1. 労使の意見を収集し協議を行う機会や場等(複数回答)

労使コミュニケーションの実施については、協議を行う機会や場を「特に設けていない」が、全国、三重県ともに最も多く、約7割を占めている。

企業規模が大きくなるにつれ、協議を行う機会や場を設ける事務所の割合は上昇し、30~99人規模までを見ると「経営層を交えた意見交

換会(その他任意の組織や場)等による協議の実施割合は増加し、100~300人規模では「労働組合または労働者の過半数を代表する組織」との協議を行う企業がより多くなる傾向が見られる。

業種別で見ると、従業員規模100~300人の製造業では、「労働組合または労働者の過半数を代表する組織を設ける事業所が50.0ポイントに対し、「経営層を交えた意見交換会(その他任意の組織や場)等」を設ける事業所はなかったことが大きな特徴である。

表1 経営状況(業種別) 令和7年度

(%)

区分	良い	変化なし	悪い
全国計	17.2	52.3	30.6
三重県計	16.4	54.7	28.9
製造業	14.8	53.6	31.6
	21.4	35.7	42.9
	22.2	44.4	33.3
	7.4	51.9	40.7
	25.0	50.0	25.0
	10.0	77.5	12.5
	28.6	71.4	—
	16.7	41.7	41.7
	8.7	52.2	39.1
その他製造業	10.0	80.0	10.0
非製造業	17.7	55.6	26.6
	33.3	33.3	33.3
	20.6	47.1	32.4
	21.8	55.4	22.8
	11.1	63.9	25.0
	13.0	56.5	30.4
	14.3	57.1	28.6

表2 労使の意見を収集し協議を行う機会や場(複数回答)

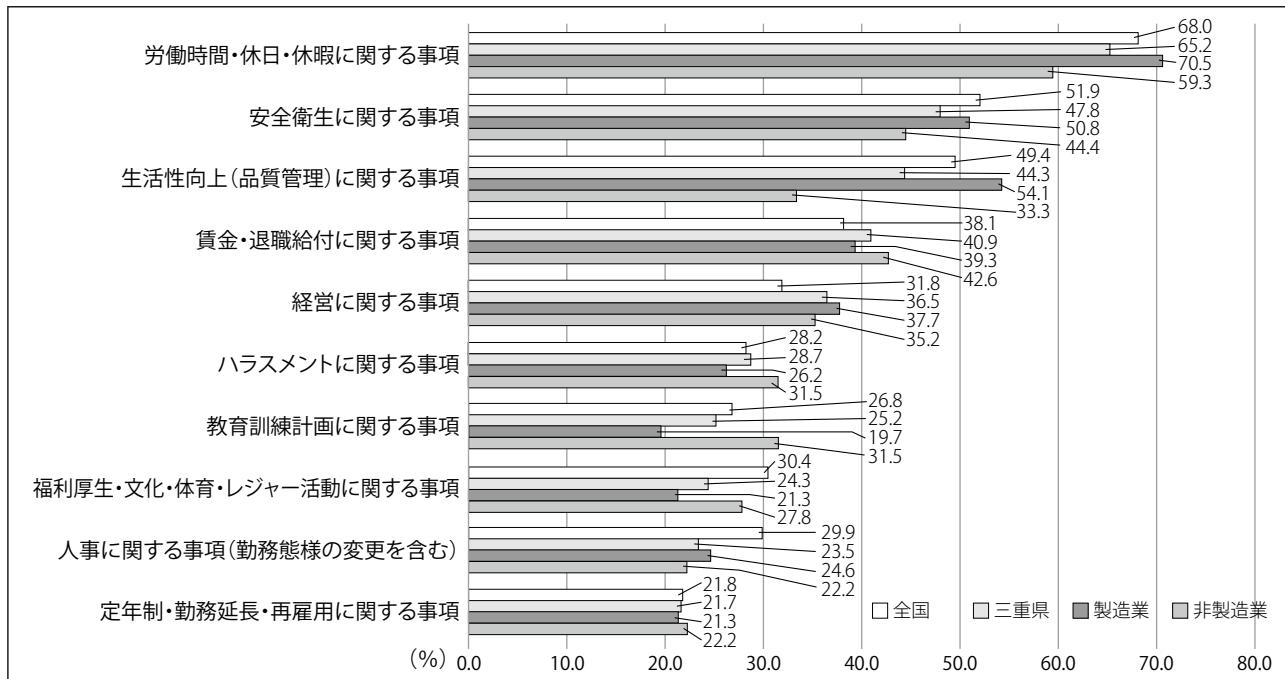
区分	労働組合または労働者の過半数を代表する組織	労使委員会	経営層を交えた意見交換会(その他任意の組織や場)等	特に設けていない
全国計	12.7	1.7	19.1	68.2
三重県	11.3	1.3	18.1	70.6
	3.1	0.0	10.0	86.9
	8.7	0.7	18.8	73.2
	23.1	2.6	33.3	42.3
	45.5	9.1	18.2	36.4
製造業	13.6	1.6	20.1	66.3
	3.4	0.0	10.2	86.4
	9.0	1.3	24.4	67.9
	28.6	2.9	34.3	37.1
	50.0	8.3	0.0	41.7
非製造業	9.3	0.9	16.4	74.3
	3.0	0.0	9.9	87.1
	8.3	0.0	11.7	80.0
	18.6	2.3	32.6	46.5
	40.0	10.0	40.0	30.0

2-2. 労使協議の機会や場で行っている協議内容(複数回答)

2-1.の設問に関連し、労使協議を行っている内容について、全国において、最も多い議題は「労働時間・休日・休暇」である。続いて「安全衛生」、「生産性向上(品質管理)」、「賃金・退職給付」、「経営に関する事項」が多く挙がっている。

業種別の傾向で見ると、製造業は非製造業と比べて、「生産性向上(品質管理)」が20ポイント以上大きい。また、非製造業は「教育訓練計画」については、製造業より11.8ポイント大きい。

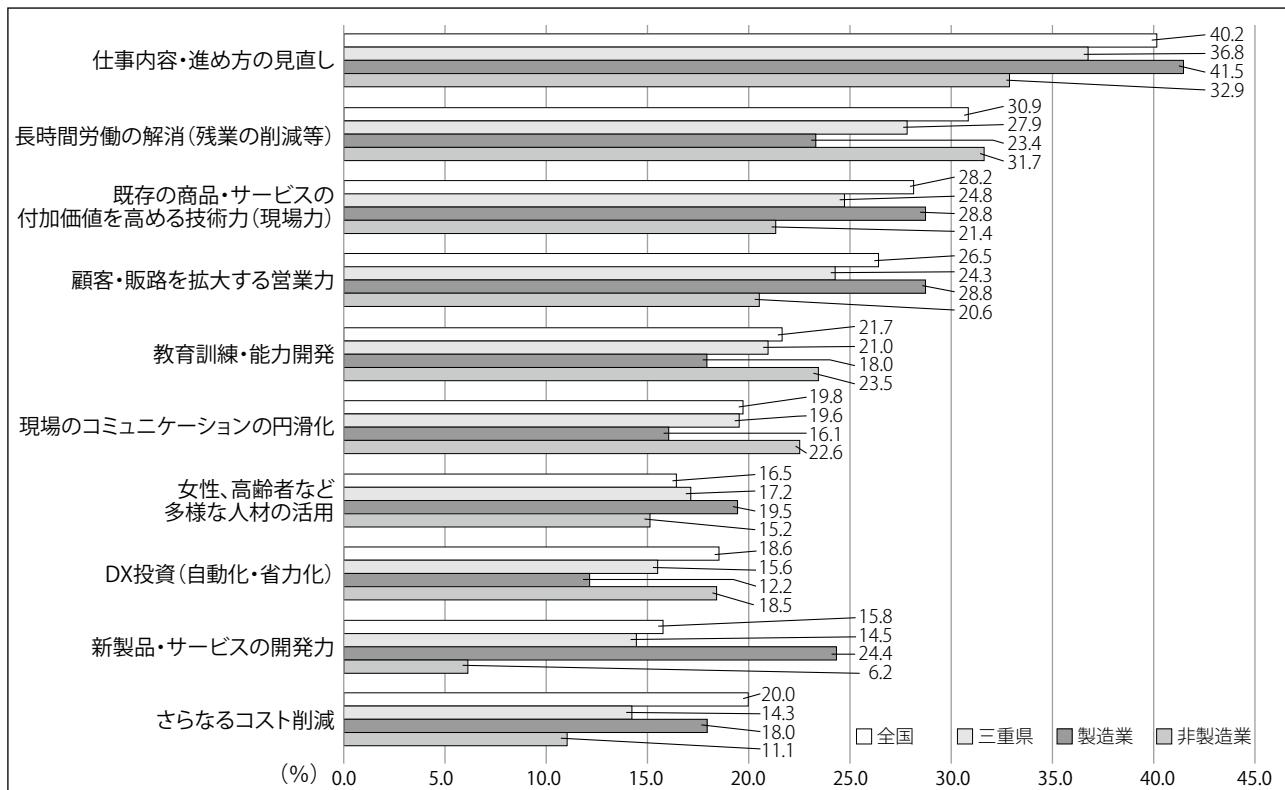
図1 労使協議の機会や場で行っている協議内容(業種別) (複数回答可の県内平均上位10件)



3. 過去3年間に労働生産性を高めようとして行った取組み(複数回答)

労働生産性を高めようとして行った取組みについて、全国及び三重県全体では共通して、「仕事内容・進め方の見直し」、「長時間労働の解消(残業の削減等)」、「既存の商品・サービスの付加価値を高める技術力(現場力)」、「顧客・販路を拡大する営業力」の改善・向上に向けた取組みが多かった。

図2 過去3年間に労働生産性を高めようとして行った取組み(業種別) (複数回答可の県内平均上位10件)



弁護士の つぶやき

三重弁護士協同組合

青年部会

尾西・加藤綜合法律事務所

キム ヤングアン

金 良寛 氏



パワハラ防止法について

1 皆様、はじめまして。四日市市で弁護士をしております金良寛と申します。今回は、職場でのパワーハラスメント(以下「パワハラ」といいます。)の問題について紹介させていただきます。パワハラ問題が取り上げられるようになってから久しく経ちますが、この機会にぜひご確認をいただけますと幸いです。

2 まず、現状の確認になります。全国の都道府県労働局への「職場でのいじめ・いやがらせ」に関する相談は、令和5年度は6万125件であったところ、令和6年度は5万4987件と、前年度よりは減少しておりますが、個別労働紛争における相談件数では13年連続で最多となっております。

3 次に、法律による規制の確認になります。パワハラに関する相談の増加等を背景に、令和元年6月5日に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」、通称「パワハラ防止法」が改正され、令和2年6月1日に施行されました。パワハラ防止法の改正により、職場のパワーハラスメント防止措置を講じることが求められるようになりました。(なお、パワハラ防止法の施行当時、中小企業については努力義務となっていましたが、令和4年4月1日からは義務化されました。)

4 パワハラ防止法では、「パワハラ」を①職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③その雇用する労働者の就業環境を害するものと定義されています(パワハラ防止法30条の2第1項)。

典型的な類型としては、①身体的な攻撃(暴行、傷害)、②精神的な攻撃(脅迫、侮辱、暴言)、③人間関係からの切り離し(仲間外し、無視)、④過大な要求(仕事の妨害)、⑤過

小な要求(仕事を与えないこと)、⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること)が挙げられます。

5 以上のようなパワハラが行われないようするため、パワハラ防止法は、事業主に「労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置」を講じること(パワハラ防止法30条の2第1項)を義務付けるとともに、具体的な内容について、厚生労働省指針で、次の4つの措置を講じることを義務付けております(パワハラ防止法30条の2第3項)。

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
(パワハラに関する方針を明確にして従業員に周知・啓発すること等)
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
(相談窓口を予め定め、労働者に周知すること等)
- ③職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応
(迅速・正確な事実確認、被害者への配慮、加害者への措置、再発防止)
- ④合わせて講じるべき措置
(相談者、行為者等のプライバシー保護、相談等を理由とした不利益取扱いの禁止)

6 それでは、職場でパワハラが発生した場合の民事上の責任はどうなるのでしょうか。パワハラを行った従業員は不法行為責任(民法709条)を負う可能性があります。そして、事業主は、従業員に対して、労働者が労務提供のために設置する場所、設備もしくは器具等を使用し、または使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命、身体等を危険から保護するように配慮すべき義務(安全配慮義務)を負っております(最判昭和59年4月10日 判タ526号117頁)。したがって、安全配慮義務に違反があったと判断される場合には、事業者は従業員に対して、使用者責任(民法715条1項)を負う可能性が生じます。使用者責任の有無は、そのパワハラが職務につきなされたものであるか、安全配慮義務に沿った予防措置等を従前からとってきたか、いじめの内容(言動の性質、内容、頻度、態様、場面、時期等)や被害の状況等を総合考慮して判断されることになります。また、パワハラ防止法が施行されていることからすると、パワハラ防止法が義務付ける前述の措置を講じていたかは大きな考慮要素になると思われます。

7 以上のとおり、パワハラを取り巻く問題は非常に複雑になっており、法改正も頻繁に行われております。より詳しくお知りになりたい方は厚生労働省等のホームページをご確認いただき、情報収集をお願いいたします。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL : 059-228-2232

組合のひろば

組合がYouTube動画で業界のPR!

◆ 三重県生コンクリート工業組合

三重県生コンクリート工業組合(筒井克昭理事長)は、組合員企業における新たな人材の確保に向け、求職者に本業界を知つてもらうための動画を制作し、7月より組合ホームページで公開しました。

動画の製作にあたっては、一昨年7月に動画制作会社が当組合の環境安全委員会向けに開催した「人材確保・採用のための勉強会」以降、複数回の委員会での検討を経て、「地域の当たり前を作る」をキャッチフレーズに決定し、県内のダムや堤防、トンネル等のコンクリート構造物について許可を得て航空撮影した映像を動画に含めました。さらに、今回のメインである組合員企業の若手社員による工場や工事現場での仕事風景の撮影を行い、昨年の5月末にYouTube動画が遂に完成しました。

動画では現場で実際に活躍する若手社員たちの姿がいきいきと映し出され、業界の社会的役割やその意義が紹介されており、文章や資料だけでは伝わりづらい映像ならではの演出により、短い時間ながらも若手求職者にとって生コン業界の現場をイメージしてもらいやすい内容になっています。



◆ 三重県板金工業組合

青年部が四日市市で全国講習会を開催

三重県板金工業組合(伊藤竜己理事長)は、同組合青年部(奥井健部長)と一般社団法人日本建築板金協会青年部の協力のもと、9月27、28日に四日市市において、第45回建築板金業次世代研究会in三重(主催:一般社団法人日本建築板金協会)を開催し、全国から280名が出席しました。

今回はテーマに「伝統とデジタル技術の融合 ~未来創造~」を掲げ、熟練技術者が長年培ってきた技術を、繰り返し再生できる動画というデジタル技術を用いて後進に継承することで、業界の新しい可能性を探る機会としました。



初日は伊勢神宮の式年遷宮に携わった神宮技師 近藤裕嗣氏による伝統技術伝承に関する講演があり、その後ディスカッションを行いました。

次いで、CM動画制作に携わる株式会社MoG取締役・中村高行氏と、ネコノテアトリエ代表・船山ちひろ氏による「現場で活用!スマートフォン1台でマニュアル動画をつくる」の講演では、初日に動画編集アプリ「CapCut」の操作を学んだ出席者たちが、2日目は各グループで選んだ題材で実際に施工マニュアル動画を完成させました。

◆ 三重県印刷工業組合

三重県誕生150年記念2026年版三重県民手帳が発売開始

三重県印刷工業組合(山口史高理事長)は、10月10日より「2026年版三重県民手帳」の発売を開始しました。

発売日当日は、三重県庁玄関ホールにおいて午前11時から午後2時まで組合青年部による特別ブースを設置し、三重県民手帳のPR及び即売会を実施しました。

また、休憩時間中の一見勝之三重県知事も特別ブースを訪れ、三重県民手帳を購入されました。

【販売価格】1,300円(税込)

【問合せ先】三重県印刷工業組合

電話: 059-228-6252

(受付時間: 月曜日から木曜10時~12時、14時~16時)

【監修】三重県 政策企画部統計課



「レディース中央会全国フォーラムinあいち」に参加

10月29日、愛知県名古屋市において、「レディース中央会全国フォーラムinあいち」が開催され、全国から230名、当レディース中央会からは、前田朝子会長をはじめ11名が参加しました。フォーラムでは、元参議院議員の大塚耕平氏による基調講演「愛知の歴史に学ぶ産業史」と、コーディネーターの佐々木昌美氏を交えて「地域の特色ある産業や取組み(お国自慢)」をテーマにしたグループディスカッションが行われました。交流懇親会も開催され、全国の女性部メンバーと交流を深めました。来年は東京都で開催されます。



「組合青年部全国講習会」に参加



11月14日、岩手県盛岡市で「2025年度 組合青年部全国講習会」が開催され、柳本秀人会長、中村海里相談役理事と事務局が出席しました。全国から約250名の参加があり、全国中小企業青年中央会(UBA)原田守会長による開会挨拶の後、はじめに、嘉悦大学 ビジネス創造学部 教授、株式会社政策工房 代表取締役会長 高橋洋一氏より「日本経済の現状と、これから金融・経済政策」をテーマに講演があり、続いて、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)セキュリティセンター 普及啓発・振興部 普及啓発グループ 白川浩和氏より「リスクマネジメントと情報セキュリティ対策」をテーマに講演が行われました。その後、開催された懇親会では、参加者同士が情報交換を行い、交流を深めました。

県議会とレディース中央会・青年中央会との懇談会を開催

12月3日、三重県中小企業レディース中央会と三重県中小企業青年中央会は、津市で「県議会とレディース中央会・青年中央会との懇談会」を開催し、レディース中央会からは前田朝子会長をはじめ14名、青年中央会からは中村相談役理事をはじめ3名が出席しました。



県議会を傍聴後、服部富男議長、森野真治副議長をはじめ9名の議員の方々から、教育や保育現場の現状、建設業に関することなど、たくさんの貴重なお話を伺いし、また、レディース中央会及び青年中央会のメンバーからの質問にも1つ1つ丁寧に快くお答えいただき、大変有意義な時間となりました。

レディース中央会と女性懇話会合同視察会を開催

12月5日、三重県中小企業レディース中央会は、三重県経営者協会女性懇話会との合同視察会を開催し、レディース中央会からは7名が参加しました。今回は21世紀のエネルギーを考える会・みえ様のご協力で、京都市左京区の琵琶湖疏水及び関西電力株式会社の蹴上発電所を視察しました。同発電所は、日本初の事業用水力発電所として明治24年に運転開始し、130年以上経つ今なお現役で稼働しており、本年8月の官報において蹴上発電所二期建屋が国の重要文化財に指定されました。参加者は明治時代の建築物の歴史的でレトロな風情を感じながら交流を深めました。



■中央会主催の講演会等のご案内 **EVENT GUIDE**

名 称	日 時	会場等	お問い合わせ先
新春特別セミナー・新春賀詞交歓会	令和8年1月14日(水) 14:00～	会場:ホテルグリーンパーク津 6階 (津市羽所町700番地)	企画情報課 TEL.059-228-5195
三重県中小企業団体中央会 第71回通常総会	令和8年5月28日(木) 14:30～	会場:三重県勤労者福祉会館 6階講堂 (津市栄町1丁目891番地)	総務調整課 TEL.059-228-5195
第63回 中小企業団体三重県大会	令和8年10月15日(木) 13:30～	会場:アスト津4階 アストホール (津市羽所町700番地)	企画情報課 TEL.059-228-5195

NOTICE



三重労働局からのお知らせ

三重労働局では改正女性活躍推進法説明会を開催します

本説明会では、改正女性活躍推進法の内容を中心に改正ポイントを解説いたします。

また、併せて改正された労働施策総合推進法等に基づくハラスメント対策強化についても説明いたします。

☆3月にオンライン説明会も予定しています。

オンライン説明会日時

令和8年3月2日(月)、3月5日(木)

開始時間 13:30～

申込方法は三重労働局ホームページのイベント情報に1月中に掲載予定です。

改正女性活躍推進法等説明会 参加費無料・先着250名・事前予約制

日 時 令和8年2月13日(金) 14:00～16:00

**会 場 四日市市勤労者・市民交流センター 多目的ホール
(四日市市日永東1丁目2-25)**

**対 象 企業の人事・労務担当者・経営者様 / 管理職の方々 /
女性活躍推進にご関心のある方**

特に、新たに情報公表義務が生じる従業員101～300人の企業の皆様

説明内容

- ・改正女性活躍推進法の内容について
- ・ハラスメント対策の強化(カスタマーハラスメント、就活生等へのセクシュアルハラスメント)

申込方法

三重労働局ホームページ
(<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-rooudoukyoku/home.html>)
のイベント情報に1月中に掲載予定です。
そちらからお申し込みください。

NOTICE



中小企業基盤整備機構中部本部からのお知らせ

「J-GoodTech」を利用して新たなビジネスパートナーを見つけませんか？

J-GoodTechとは、製造業・卸売業・サービス業など幅広い業種の国内中小企業と、大手企業、海外政府機関等が推薦する海外企業等とをつなぐビジネスマッチングサイトで、約38,000社が活用しています。

日々、大手企業等からの様々なニーズ・課題が発信されており、それに対して中小企業が自社の技術、製品、サービスを提案することで新しいビジネスチャンスに繋がっています。

また、中小機構のアドバイザーが専門知識を生かし、登録企業との商談・情報交換に向けたマッチングのサポートも行います。全て無料でご利用いただけますので、新規事業創出や販路開拓に取り組みたい方、お気軽にご活用ください！

(独)中小企業基盤整備機構 中部本部
お問合せ先 企業支援部支援推進課J-GoodTech担当
電話:052-201-3068

詳細はこちる

中小機構 ジェグテック

検索



J-GoodTech ニーズ発信イメージ

- ・すべての登録中小企業がニーズの公開、閲覧、提案可能。
- ・中小機構のアドバイザーが公開や提案をサポート。

ニーズを抱える企業
(大手/中小/海外)



ニーズ
公開

登録中小企業



提案

令和8年度 能力開発セミナー

受講者募集

在職者のみなさまの
スキルアップに能力
開発セミナーをご検
討ください！

事業主様ごとに
実施可能な
「オーダーセミナー」
についても
ご相談ください

受講者様
満足度3年連続
100%

能力開発セミナーコース情報は、
こちらのQRコードからご確認ください！

能力開発セミナーは、
・2日間(12時間)～4日間(24時間)
の短時間の訓練コースです。
・時間は9:00～16:00のコースが
中心です。
・定員は10名程度となります。

・生産管理系:IE手法 品質管理
・機械系:機械設計 測定・検査 加工
NC/MCプログラミング CAM
CAE 2D/3DCAD 各種溶接
・電気系:PLC シーケンス 工事
・居住系:2DCAD 構造設計(静定・
不静定) マトリクス演算 大工

〒519-0501
三重県伊勢市小俣町明野685

ご希望の事業所様にはパンフレットを郵送しておりますので、
下記電話番号にお問い合わせください。

0596-37-3121 (訓練課)

らしくはたらく、
ともに
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部
三重職業能力開発促進センター伊勢訓練センター
ポリテクセンター伊勢



赤帽三重県 軽自動車運送協同組合

Tel.059-234-7781

24時間
365日

24h
365d

Reserved

貸切便

配送先まで
直行

付帯作業も
OK

緊急配送受付い
たします。
※赤帽拠点での
受付は原則営業
時間内になります。

混載なしの貸し
切り便で、確実に
配送いたします。

中継なしでお届
け先まで直行い
たします。

配送だけで無く
検品や開梱など
の付帯作業も承
ります。

定期配送も
お任せください

●毎月・毎週・毎日でもOK
●繁忙期だけの期間限定でもOK

お荷物の配送なら赤帽におまかせ

複数箇所からのルート配送・単発OK

单身引越しなら“赤帽引越しシングルパック®”

最大積載350kgの貸し切り便

赤帽トラックは思った以上にお荷物が乗ります

軽トラックに載るものなら何
でもスピーディに運ぶことが
でき、お客様のお荷物だけを
運ぶ「貸切便」なので、安心
です。すみずみまでフラットな
荷台だから、安定力は抜群!
大きな荷物もロープフックで
しっかりと固定します。

組合員
募集!!

赤帽の各組合では、隨時、事業説明会を開催しています。事業説明会に関するお問い合わせは、組合にご連絡ください。独立して自分の力で道を切り開きたい。そんな思いをお持ちの方を我々は応援しています。赤帽のドライバーは、貨物軽自動車運送業を営む「個人事業主」。つまり、自らが経営者となってハンドルを握り、物流業界で働くことになります。「チャレンジしてみたいけれど、安定して仕事はあるのだろうか」「運送業は未経験。そんな私でも大丈夫でしょうか」こうした不安を解消するために、赤帽という協同組合組織があるのです。新しく組合員になられた方には、組合が仕事を斡旋します。その後、少しずつ経験を積みながら、使用する車両を増やしたり、自分の運送店を法人化したりするなど、事業の拡大を目指すことも可能です。




自動車事故にもうひとつの安心を!! あなたの経済的負担を幅広くサポートする共済

みえ共済妖精's ミエリー

まごころ共済

自動車事故費用共済

支払い事例1 歩行者をはねて死亡事故を起こした



支払い事例2 自損事故を起こした
(注)車両特約・車両プラス特約のお支払いは対象外です



支払い事例3 追突事故を起こした



支払い事例4 出合いの頭の事故を起こした



主な補償内容

死亡共済金	300万円
対物共済金	3万円
対物プラス特約(オプション)	3万円
車両特約(オプション)	5万円
車両プラス特約(オプション)	5万円

共済金額

主な車種	年払掛金	月払掛金
自家用乗用自動車	10,000円	1,000円
自家用軽自動車	5,500円	550円
対物プラス特約(オプション)	1,000円	100円
車両特約(オプション)	2,100円	210円
車両プラス特約(オプション)	2,100円	210円

特徴1 車種ごとに掛金は同じです

特徴2 共済金は契約者(あなた)へお支払いします

特徴3 任意保険に関係なくお支払いします

特徴4 お支払いは迅速です

お問い合わせ・お申し込みは取扱代理所へ

三重県中小企業共済協同組合

みえ共済

<https://www.kenkyosai.or.jp/>

■ 本部・津営業所 〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル3階
TEL: 059-228-7128 FAX: 059-225-9226

■ 四日市営業所 〒510-0085 四日市市諏訪町2-5 四日市商工会議所4階
TEL: 059-353-0810 FAX: 059-352-8276

■ 東紀州営業所 〒519-3611 尾鷲市朝日町14-45 尾鷲商工会議所4階
TEL: 0597-23-2949 FAX: 0597-23-2952



お客様に安心と信頼をお届けします。

JU三重とは中古車販売店が集まって設立した全国組織で、経済産業大臣と国土交通大臣の認可を受けている「一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会」略称「JU中販連」の三重県支所「三重県中古自動車販売協会」「三重県中古自動車販売商工組合」の略称です。現在、三重県下 333 社（令和7年3月現在）の中古車販売店が加盟し、中古車流通の公正な取引を通じ、自動車社会の健全な発展に取り組んでいます。

消費者保護など「安心と信頼」をモットーに子ぐまのマークをシンボルに、TVやラジオまた自動車専門誌などにより広く広報活動を行っています。

三重県中古自動車販売協会 三重県中古自動車販売商工組合

〒514-0303 三重県津市雲出長常町 1124-1 Tel: 059-234-8996

JU三重HPをご覧下さい。
<http://www.jumie.jp/>



がんばる企業を応援します。



三重県信用保証協会



みえ みらいちゃん

みえ しんぽくん

三重県信用保証協会は、
中小企業の皆さまが事業資金借入をされる際の
「公的な保証人」となってサポートします。
お気軽にご相談ください。

本 店

津市桜橋3丁目399番地

TEL 059-229-6021 (代表)
FAX 059-229-6344

四日市支店

四日市市諏訪町4番5号
(四日市諏訪町ビル5階)

TEL 059-353-9161 (代表)
FAX 059-354-2046



HP



Instagram

<https://www.cgc-mie.or.jp/>

「とともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

安心と豊かさを生みだすパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。

商工中金

個人のお客さま向けの
定期預金 マイハーベスト 津支店 059(228)4155 〒514-0004 津市栄町4-254-1
四日市支店 059(351)4871 〒510-0074 四日市市鶴の森1-3-20

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナ
大樹生命



従業員のための
退職金準備に

特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための
万一の保障

団体扱生命保険

団体扱*（月払）の場合、
一般扱（口座振替扱月払等）で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

オーナーズプラン
経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン
役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社

業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社











* 団体扱とは、三重県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

* 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。

* 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書（契約概要）」「特に重要な事項のご説明（注意喚起情報）」「ご契約のしおりー約款」および三重県中小企業団体中央会の「退職金共済規程（規約・規則）」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 三重支社

〒514-0027 津市大門 6-5 TEL:059-227-0132 <https://www.taiju-life.co.jp/>

津営業部 TEL:059-225-4827

久居営業部 TEL:059-255-2347

四日市営業部 TEL:059-351-1616

伊賀営業部 TEL:0595-21-1680

伊勢営業部 TEL:0596-24-3625

大樹-KB-2023-432 (損保) A-2023-112 (2023.9)

志摩支所 TEL:0599-43-5053

尾鷲支所 TEL:0597-23-2646

R-2023-1009 (2023.9)

**中小企業組合の設立・運営の
ご相談は三重県中央会まで！**

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197

URL <https://www.chuokai-mie.or.jp>

E-mail: webmaster@chuokai-mie.or.jp

<https://ja-jp.facebook.com/chuokai.mie>



中央会の主な事業

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など